

**令和8年度 自然公園へGO！ビジターセンターアップデート事業
秋吉台エコ・ミュージアム展示更新・改修業務仕様書**

第1 業務の名称

令和8年度 自然公園へGO！ビジターセンターアップデート事業
秋吉台エコ・ミュージアム展示更新・改修業務

第2 業務の目的

秋吉台ビジターセンターの展示の更新・改修等を行うことで、利用者に対して提供する情報の質の向上を図ることとし、展示などの媒体に関し多言語整備を行い、外国人を含めた利用者数の増加、自然と人とのふれあい及び地域活性化を促進するもの。

第3 業務委託期間

契約締結日から令和9年2月10日（水）まで
ただし、1階及び模擬洞窟関係については令和8年11月6日（金）までに完了すること。

第4 履行場所

秋吉台エコ・ミュージアム（秋吉台ビジターセンター）
山口県美祢市美東町赤2368-1

第5 業務の内容

第5-4整備対象に記載した範囲において、別紙1及び別紙2の内容を最大限実現させること及び受託者の提案内容を前提に、次の業務内容を実施するものとする。

1 展示物の制作・改修業務

別紙1、2及び別紙3に基づき、以下を実施する。

(1) 県が示す展示解説文の英語解説整備（範囲：別紙3参照）

整備については、観光庁及び環境省の最新の作成指針等に準拠するとともに、作成・監修に当たっては、原則として観光庁が推薦する人材を活用することとする。
ただし、単純な翻訳で済むものについてはこの限りではない。

(2) 新規展示物の制作・設置（範囲：第5-4参照）

展示サイン、展示ケース作成・設置、映像・情報システム製作、映像・情報コンテンツの制作、造作照明・展示照明の設置、その他展示改修に必要となる天井・床・壁など内装材の補修、設備機器類の新設・復旧等

展示サイン等について、R9年度に中国語、韓国語で解説文を整備予定のため、二次元コードを貼付するスペースを確保し作成すること。

2 既存展示造作物の解体撤去移設業務

内装施工図面等に従い現場施工するに当たり既存設備等（展示造作物、映像・音響

設備、造作照明・展示照明等) について必要な解体、撤去、移設を行う。既存の展示物のうち、継続使用するものについては、改善のための改修を行う。

(1) 施設等の養生

本業務の実施に当たり、汚損、塵埃の付着等が予見される設備等については、原状復帰が可能なように養生する。

(2) 設備等の解体撤去

廃棄対象物については適切な分別により廃棄できるように安全に解体し撤去する

3 施工管理業務

第5-1 (1) ~ (2) に係る関連工事等の調整、取合いの調整、工程管理等全体の管理業務を行う。受託者は施工に関して労働安全衛生法など関係法令・例規を遵守し、法令等による官公庁その他の手続きを行うこと。

なお、施行前後について画像で記録しておくこと。

4 整備対象

秋吉台エコ・ミュージアム

対象施設	想定面積	今回委託範囲
正面入り口 (風除室)	5.6 m ²	※養生すること (以下同じ)
1階 ※事務室、トイレを除くエリアを対象とする。	229.1 m ²	○VRコーナー、モニター等設置造作 ○パネル、既存模型の移動展示等 (すべて) ○模擬洞窟内のパネル等更新 (すべて) ○動画作成、映写設備設置 ※動画に英語解説を追加する。 ※動画は入れ替え可能とする。 ○情報コーナー、企画コーナー、EVピット前展示造作 ※VR動画等はR9に整備
階段	各階面積 で計上	○サイン展示 ○壁紙貼り替え
2階 ※レクチャールームを除くエリアを対象	271.0 m ²	○模擬洞窟内の展示更新 ○モニター、パネル等撤去 (秋吉台 Q&A モニター、秋吉台と人のかかわり既存モニター、台上パネル、シアタールームカーテン) ※シアタールーム等その他についてはR9に整備

5 本業務の展示基本方針

(1) 展示更新の基本方針（役割、機能、目標）

- ①外国人を含めた県内外の人たちが山口県の自然を知って、発見して、楽しむ機会を創出する。
- ②生物多様性の認知度向上及び地域活性化に寄与する。
- ③自然保護の普及啓発に貢献する。

(2) 展示・解説の方針

- ①施工に当たっては、各関係法令等に合致し、公序良俗に反しないよう留意すること。また防火や防災、万一の場合の入館者避難に十分配慮した設計とし、材料なども法令に沿ったものを指定すること。
- ②日常の清掃や保守が容易な構造とし、10年以上経過しても修理可能なように部品の選択等に配慮すること。また、定期点検等維持管理経費や電気料金等の大幅な負担が発生しない仕様とすること。
- ③事業完了後1年間は保守期間とすることを予定しているが、施工箇所に不具合が生じた際には施工業者以外でもメンテナンスが容易である仕様とすること。
- ④展示データについては、設置後のデータ更新が容易であり、柔軟性や拡張性が高い仕様とし、内容は県と協議の上決定すること。デザイン・仕様の細部についても同様とする。

(3) 展示等デザインの方針（別紙2参照）

- ①英語訳は日本語解説と並べて表示すること。中国語訳、韓国語訳は二次元コード表示とするため、別途貼り付けが可能とすること。（訳文入手は令和9年12月予定）
- ②展示解説文や動画、展示操作の案内等について、全ての漢字にルビをふること。
- ③山口県カラーバリアフリーガイドを参考に色の設定を行うこと。
- ④パネル展示等、全体として統一感のあるデザインとすること。
- ⑤展示素材について、適切な保存を可能とし、盗難や来館者等による破損防止対策を講じたデザインとすること。

第6 成果品

本業務における成果品として、以下について施工後速やかに提出すること。

- (1) 完成図（製本） 1部
- (2) 完成写真 1式
- (3) 展示機器・設備取扱説明書・保証書 1式
- (4) 施行写真、施工関係書類 1式
- (5) 上記の電子データ 1式

※PDFデータのほか、展示パネルについては修正可能なデータも提出すること

- (6) 完成経費内訳明細書 1部
- (7) その他委託者が必要と認めるもの

第7 その他

1 業務体制等

(1) 総括責任者

本委託業務に係る総括責任者を定め、契約締結後速やかに県へ報告すること。なお、総括責任者はプロポーザルの提案書に添付した担当者を配置すること。

(2) 事業管理

総括責任者は県及び関係者等との連絡調整・打ち合わせ等を行うとともに、事業管理を行うこと。県との協議においては作業の進捗状況などをふまえ、必要の都度行うこと。

(3) 工事従事者

現場代理人は、常に現場の責任体制を明確にさせておくとともに、工事中は現場代理人または主任技術者が現場に立ち会うものとする。また、工事に従事する要員は、十分な経験と技能を有するものとし、名札、腕章等身分の分かるものを着用すること。

(4) 法令等の遵守

労働基準法、労働安全衛生法、建設業法、消防法など関係法令・例規を遵守して施工すること。

(5) 官公庁その他手続き

受託者は、施工に関して、法令等による官公庁その他手続きを行うこと

2 提出書類等

次の事項について、あらかじめ委託者と打合せ、必要書類を提出する。

なお、着手届、工事工程表、現場代理人・主任技術者届には社印を押印する。

- (1) 工事着手届 1部
- (2) 工事工程表 1部
- (3) 製作図、施工図 1部
- (4) 現場代理人・主任技術者届 1部
- (5) 使用機器材承認願 1部
- (6) 作業責任体制、緊急連絡系統、事故発生時の状況と対応の報告書 . . . 1部
- (7) その他、法令に定められた提出書類 1部

3 展示イメージ報告書

中間報告や広報用資料として、リニューアル後の様子をイメージするためのデザイン素材を提供すること。なお、データについては、加工が容易な形式とする。

第1回提出（中間報告用）…9月中

第2回提出（広報用）…実績報告提出時

4 委託料の支払等

業務履行のための受託者の人件費、旅費、通信費、印刷製本費及び契約費用の一切の経費は、委託料に含まれるものとする。

5 貸与資料と使用制限

- (1) 県は、本業務を実施するに当たり必要な資料を受託者へ貸与する。
- (2) 受託者は、貸与された資料の取扱い及び保管を慎重に行い、委託者の承諾のない限り複製してはならない。
- (3) 受託者は、貸与された資料について、業務終了後速やかに委託者へ返却する。

6 守秘義務

業務上知り得た情報を県の許可なく他に利用し、または第三者に漏らしてはならない。

7 個人情報の保護

業務の履行に伴う個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

8 検査及び成果品の契約不適合

本業務は、完了検査の合格及び成果品の納品をもって完了とするが、業務完了後であっても不備又は是正すべき事項が判明した場合は、受託者の負担において速やかに必要な措置を講じるものとする。

9 過失責任

本業務の実施に当たり、故意又は過失にかかわらず障害が生じた場合は、受託者の負担において処理するものとする。

10 成果品及び著作権

業務で得た成果品及び著作権については、県に帰属する。ただし、使用权許諾契約を締結するもの及び知的財産権の有するものはこの限りでない。

11 他者の知的所有権

業務の実施に当たり、他者の知的所有権を侵害しないように特に留意すること。

12 業務の再委託

業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部の再委託について、書面により県の承諾を得た場合はこの限りではない。

13 補助金に起因する仕様変更の可能性

この事業は令和8年度国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等多言語解説等

整備事業)を活用して実施するため、補助金関係規程、交付決定内容、審査機関の指摘・要請等により、仕様(数量、実施内容、成果物、スケジュール等)の変更が必要となった場合は、委託者が受託者に通知し、協議の上で対応する。

14 留意事項

- (1) プロポーザルの提案内容にかかわらず、全ての項目について県と協議の上、決定すること。
- (2) 業務において県が必要と認め、指示した事項については、受託者は、その指示に従うこと。
- (3) この仕様書に定めがない事項又は業務上疑義が生じた場合は、県と受託者において協議の上、決定する。

15 担当

山口県環境生活部自然保護課 自然共生推進班

所在地：山口市滝町1-1

TEL:083-933-3060 FAX:083-933-3069